⑤操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定の測定	（２－５－５）指針第２部第２章４及び第５章３～５に係る操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定の実施結果の概要を記述した資料
⑥実試料及び内標準物質のクロマトグラム	（２－５－６）指針第２部第４章７の同定及び定量に係るサンプリングスパイク内標準物質、クリーンアップスパイク内標準物質及びシリンジスパイク内標準物質のクロマトグラム（各ピークの強度が確認できるもの）並びに全異性体の同定が記入されたクロマトグラム及び各２，３，７，８－位塩素置換異性体の分離が確認できるクロマトグラム（必要に応じて部分拡大したもの）
⑹ＧＣ／ＭＳ法（従来法）との比較試験等	
①ＧＣ／ＭＳ法（従来法）との比較試験等	（２－６－１）指針第２部第４章８及び第５章７の簡易測定法導入時の確認試験及び比較試験の実施計画の概要及び結果（確認試験、比較試験時のクロマトグラムを含む）を記述した資料

注１：資料は、保有しているＧＣ／ＭＳ法（従来法）の一貫分析機関の受注資格の資料と異なっている箇所に下線を引く等して、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）との違いが特定できるようにすること。

２：管理的事項に係る資料のうち、「品質管理システムに係る事項（１－１－１から１－１－９まで）」等の提出は不要である。

３：「２．技術的事項」に係る資料は、申請項目ごとに提出すること。また、申請項目間で共通となる資料については重複して提出する必要はないが、その旨及び参照先を明記すること。当該申請書で完結させること。

４：平成22年度に公告した審査までは「１．管理的事項」の項目であったが、平成23年度に公告した審査から「２．技術的事項」に変更したため、資料作成に留意すること。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県西脇市野村町1794番地の284
債務者　原田　裕章
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　英一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第８８号
山形県米沢市小野川町2471番　有限会社吾妻荘方、住民票上の住所山形県南陽市漆山1491番地
債務者　島貫　郁子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　羽生田　智
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３８２号
仙台市青葉区木町通２丁目２番55号　スターヒル木町５、従前の住所仙台市青葉区国分町２丁目８番14号
債務者　森山　省吾
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東海林行夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３４号
宮城県岩沼市たけくま３丁目９番８－２号
債務者　中村　公成
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　満彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５５７号
仙台市若林区荒井字新屋敷20番地　ベルパーク荒井２番館103、従前の住所仙台市泉区南光台南３丁目８番10―214号
債務者　平間　郁夫
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　満彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
仙台市若林区上飯田１丁目12番８号　ウィンディ上飯田103、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字砂押68番地１
債務者　齋藤　茂夫
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　佑紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
山形県西村山郡河北町谷地丁63番地の２、前住所山形県西村山郡河北町大字新吉田６番地
債務者　鹿野　　啓
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
山形県西村山郡河北町谷地丁63番地の２、前住所山形県西村山郡河北町大字新吉田６番地
債務者　鹿野　邦子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3140番地
債務者　小関多喜男
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　正紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１７７９号
横浜市鶴見区矢向３丁目19番３号
債務者　村上　二朗
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　薩川　智結
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
山梨県富士吉田市上吉田5520番地　上宿団地33
債務者　山根　　悟
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　　恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第６１２号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番３―201号
債務者　谷一　眞弓
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河瀬　　真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部